

第7章 ダイオキシン類

1 ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、甲状腺機能の低下や生殖器官への影響等が指摘されている物質で、ごみの焼却等を発生源としています。

平成18年度と20年度に、市役所における大気中のダイオキシン類調査を県が実施し、その結果は表のとおりでした。なお、平成21年度以降、当市での調査は実施されていません。

年 度	数 値	環 境 基 準
平成18年度	0.070pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³
平成20年度	0.017pg-TEQ/m ³	

参考資料

① 令和6年度他市のダイオキシン類調査結果

環境基準：0.6pg-TEQ/m³以下

市町村名	調 査 地 点	令和6年度年間平均値 (pg-TEQ/m ³)
岐 阜 市	中央測定局	0.0082
大 垣 市	大垣消防組合中消防署分駐所	0.0088
多 治 見 市	東濃西部総合庁舎	0.0088
高 山 市	高山市花岡駐車場	0.010

※令和6年度岐阜市北部測定局の測定記録なし
(岐阜市と岐阜県が実施する常時監視結果)

② 単位

TEQ (Toxicity Equivalency Quantity : 毒性等量)

ダイオキシン類の毒性を評価するための換算値です。ダイオキシン類には200以上の種類が存在し、毒性も様々で、総合的な毒性評価を行なう事が困難です。そのため、それぞれの毒性の強さを、ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン (2,3,7,8-TeCDD) の毒性に換算して毒性評価を行います。

pg (ピコグラム)

1兆分の1グラムを示します。つまり環境基準の0.6pg-TEQ/m³とは、大気1m³あたり最大毒性のダイオキシンに換算して0.6pgの量が存在するということになります。